

厚木基地周辺の騒音対策を考える会

長年にわたり騒音問題に直面してきた基地の周辺では、様々な団体が、各々の立場で地道な活動を続けています。

今回は、当協力が連携を進める、地元市民団体「厚木基地周辺の騒音対策を考える会」を紹介します。

同会は、住宅防音対象自治体(大和・綾瀬・座間・藤沢・海老名・相模原・茅ヶ崎・町田の各市)の区域内に居住又は勤務し、騒音の被害を受けている者を会員資格として、平成24年6月に結成されました。

以降、26年8月と昨年9月の二度にわたり、80W及び75W区域の告示後住宅並びに外郭防音工事の実施を国に求めるための陳情を周辺市議会に行い、政府への意見書に反映させるなど、地域の生の声を施策側に届けるという大きな役割を果たしてきました。

基地東側の80W区域に住む同会の中屋秀夫会長は、

「艦載機は移駐しても、早朝からのエンジン調整など、騒音は依然続いている。厚木周辺では、住民も自治体も声を大きくしないが、他基地と比べて住宅防音対策が大きく遅れているという事実を、多くの皆さんに知ってほしい」と語ります。



告示後住宅の解消をはじめ、周辺住民が長年にわたって背負う基地負担の重さに見合うだけの施策を国にしっかりと講じてもらうため、当協力は、これからも「考える会」との連携を深めながら活動を続けていきます。

◆エアコン取替等に係る「希望届」の受付対象年次を緩和◆

南関東防衛局は、厚木飛行場周辺における空気調和機器(エアコン、換気扇、レンジ扇)の機能復旧工事(防音工事で設置したエアコン等の取替に対する補助金の交付(補助率:原則90%))に係る「希望届」の受付対象となる住宅の防音工事完了年月日を、1月16日(水)以降、従来の「平成15年3月31日まで」から「平成16年3月31日まで」に緩和します。

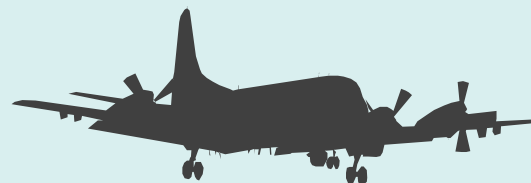
詳しくは、同局ホームページを参照又は当協 lực会事務局にお問合せください。

—— 厚木基地周辺住宅防音工事協力会について ——

当会は、厚木基地周辺に発注される住宅防音工事に関し、関係諸官庁への要請、住民への協力等により、地域の住環境の改善を図ることを目的とする団体です。また、地元住民組織(厚木基地周辺の騒音対策を考える会、厚木基地周辺復旧工事・外郭防音工事促進協議会)や、全国各地に所在する他の基地周辺の防音工事協力会とも連携を図りながら、住民本位の施策の実現を目指した活動を展開しています。

厚木住防通信

Vol. 3 / 2019.1



防音工事に関する施策その他掲載内容、
バックナンバーについてのお問合せは
協力会事務局 (TEL・FAX) 046-261-0799
又は
(e-mail) kyouryokukai@daichou.co.jp まで

厚木住防通信 Vol. 3 / 2019.1
毎月 1 回 ・ 1 日発行

厚木基地周辺住宅防音工事協力会

〒 242-0018 神奈川県大和市深見西2-4-14

TEL・FAX 046(261)0799
<http://www.daichou.co.jp/cooperative>

前号では、発生までの流れから、これまでの経過及び現状と、問題点の概略までを整理しました。今回は、この問題点をさらに掘り下げた上で、解決に向けた今後の道筋について説明します。

《問題の基本的構図》

それでは、なぜこのような矛盾が生じたのでしょうか。その答えは唯ひとつ、“予算の壁”です。厚木基地が所在する神奈川県東部は、全国でも有数の人口稠密地域であり、騒音の影響が及び住宅数も、他の多くの基地周辺と比べ桁違いの数になりますが、この“数の多さ”が、国の住宅防音対策全体の中で相対的なマイナス要因となり、結果的に、本来最優先で軽減されるべき激甚騒音への対策が後回しになってきたというのが、この問題の構図なのです。

《“不公平行政”の典型》

もちろん、基地周辺の騒音は厚木基地だけの問題ではなく、国の予算にも限りがあるので、全ての基地の周辺住民が平等に施策を待つというのであれば仕方ありません。しかし、この「告示後住宅」に関しては、全国の他の基地周辺では助成対象とされている所が既にあるにもかかわらず、厚木基地については前述のような要因により何らの具体的方針も示されずに取り残されているという、まさに“不公平な行政”が続いているのです。

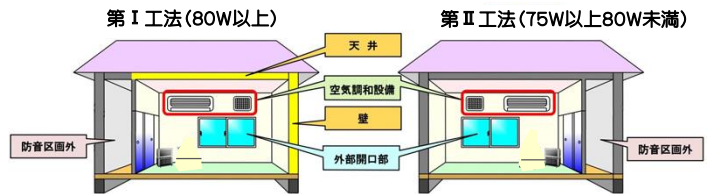
《告示後住宅解消は“国の責務”》

昨年3月の空母艦載機移駐に際し、厚木基地は「日米同盟にとり重要な基地として維持される」旨が合意されました。これを言い換えれば、米軍の運用上の所要に応じた基地の使用を政府があらためて包括的に認めたということであり、その当事者である政府には、これから先も引き続き何の前触れもなしに撒き散らされる激しい航空機騒音に対する、周辺住民への唯一の緩和策としての住宅防音施策の早急な推進、とりわけ“たなざらし状態”になっている80W・75W区域の告示後住宅をただちに解消するべき“責務”があるのです。

《民意の結集が解決への道》

告示後住宅について、その成り立ち、現状、構図と順を追ってまとめましたが、この問題の一刻も早い解決のために今まさに必要なのは、施策側の国を動かす、ひとりでも多くの市民の声です。民意を結集させ、日々の暮らしに大切な住環境を守り抜いていきましょう。

◆ 防音工事の主な施工内容と補助率 ◆



- 外部開口部(窓類)を、防衛省認定の遮音性能の防音サッシ等に交換
- 天井・壁を防音仕様に改造(第I工法区域のみ)
- エアコンの新設(第I工法区域は最大4台、第II工法区域は最大2台。ただし、既存の設備がある場合は対象外)
- 補助率 10分の10(100%)

【施工例】

施工前(一般用サッシ)



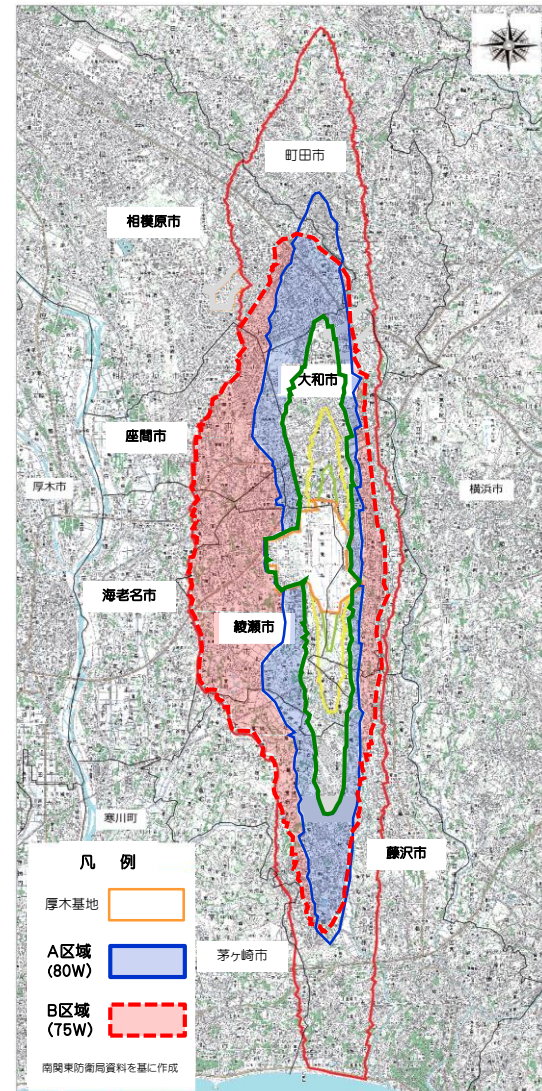
施工後(防音用サッシ)



大和市			綾瀬市		
1 つきみ野1丁目	一部		1 深谷	一部	
2 つきみ野3丁目	一部		2 深谷中6丁目	全域	
3 つきみ野5丁目	一部		3 深谷中7丁目	全域	
4 つきみ野6丁目	全域		4 深谷中8丁目	一部	
5 つきみ野7丁目	全域		5 深谷中9丁目	一部	
6 つきみ野8丁目	全域		6 深谷南1丁目	全域	
7 中央林間1丁目	一部		7 深谷南2丁目	全域	
8 中央林間3丁目	一部		8 深谷南3丁目	一部	
9 中央林間5丁目	全域		9 深谷南4丁目	一部	
10 中央林間西2丁目	一部		10 深谷南6丁目	全域	
11 中央林間西3丁目	一部		11 深谷上7丁目	一部	
12 中央林間西4丁目	一部		12 深谷上8丁目	一部	
13 中央林間西5丁目	一部		13 落合北3丁目	全域	
14 中央林間西6丁目	一部		14 落合北4丁目	全域	
15 南林間6丁目	一部		15 落合北5丁目	全域	
16 南林間7丁目	一部		16 落合北6丁目	全域	
17 南林間8丁目	一部		17 落合北7丁目	一部	
18 南林間9丁目	全域		18 落合南1丁目	全域	
19 下鶴間	一部		19 落合南2丁目	全域	
20 上草柳	一部		20 落合南3丁目	全域	
21 桜森1丁目	一部		21 落合南4丁目	一部	
22 桜森2丁目	一部		22 落合南6丁目	一部	
23 桜森3丁目	一部		23 蓼川1丁目	一部	
24 深見西1丁目	一部		24 蓼川2丁目	一部	
25 深見西3丁目	一部		25 蓼川3丁目	全域	
26 深見西7丁目	一部		26 吉岡東5丁目	一部	
27 深見西8丁目	一部		27 上土湖南6丁目	一部	
28 大和東2丁目	一部				
29 中央1丁目	一部				
30 中央2丁目	全域				
31 中央4丁目	一部				
32 中央5丁目	一部				
33 中央6丁目	一部				
34 中央7丁目	一部				
35 草柳2丁目	一部				
36 草柳3丁目	一部				
37 柳橋4丁目	一部				
38 柳橋5丁目	一部				
39 福田4丁目	一部				
40 福田5丁目	一部				
41 福田6丁目	一部				
42 福田7丁目	一部				
43 福田8丁目	全域				
44 代官1丁目	一部				
45 代官2丁目	一部				
46 福田	一部				
47 渋谷3丁目	一部				
48 渋谷4丁目	一部				

藤沢市		
1 大庭	一部	
2 円行	一部	
3 円行1丁目	全域	
4 円行2丁目	全域	
5 石川	一部	
6 石川1丁目	全域	
7 石川2丁目	全域	
8 石川3丁目	全域	
9 石川4丁目	一部	
10 石川5丁目	一部	
11 石川6丁目	一部	
12 湘南台4丁目	一部	
13 長後	一部	
14 下土棚	一部	
15 土棚	一部	
16 葛原	一部	
17 菖蒲沢	一部	
18 遠藤	一部	

座間市		
1 小松原1丁目	一部	
2 小松原2丁目	全域	
3 ひばりが丘1丁目	一部	
4 ひばりが丘2丁目	一部	
5 ひばりが丘3丁目	一部	
6 ひばりが丘4丁目	全域	
7 ひばりが丘5丁目	一部	



凡例

- 厚木基地 (Orange box)
- A区域(80W) (Blue box)
- B区域(75W) (Red dashed box)

南関東防衛局資料を基に作成

青色のA区域(左側の町名一覧に記載された区域)及び赤色のB区域に所在する、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までの間に建築された住宅が「告示後住宅」です。
 ※ A区域のうち相模原市及び海老名市に係る町名並びにB区域に係る町名については、次号以降に掲載します。